
第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場を通じた推進

県民の一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根付くことをめざして、より効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

(1) 家庭における人権教育・啓発

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じ、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っていますが、近年、少子化・核家族化といった家庭環境の変化などに伴い、子どもへの過保護や過干渉、放任といった現状が見られ、家庭における教育機能の低下が指摘されています。

また、家庭内においては、子どもへの虐待、高齢者への介護放棄、更には配偶者等によるドメスティック・バイオレンス（DV）^{*2}などの様々な人権問題が生じており、生活の基礎となる家庭でそのような問題を生じさせないための対策を講じていく必要があります。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

ア 大人自身が偏見をもたず差別をしないことなどを、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

イ 子育てや家事、介護などについての不安や悩みに関する相談体制の充実に努めます。

ウ 子育てや家事、介護等について、固定的な性別役割分担意識^{*3}にとらわれることなく、男女が共に協力し合える男女共同参画社会^{*4}の実現に向けた家庭づくりを図るため、啓発活動の充実に努めます。

エ かけがえのない生命、身体そして家族を大切に作る心や習慣を大人も子どもももてるよう、豊かな人間性を育む家庭教育の支援に努めます。

(2) 学校における人権教育

学校においては、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児・児童・生徒・学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権に関する知識や人権を尊重する意識・態度を身に付けるようにしていく必要があります。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

ア 子どもたちの人権尊重の精神を育成していくためには、まず子どもの人権を尊重することが大切です。このため、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて、一人ひとりの子どもの人権を尊重した学校運営や教育活動に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保に努めます。

イ 子どもたちが、人権問題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることができるように、人権教育に関する指導内容や方法を充実させます。

ウ 「いじめ防止対策推進法」(平成25年(2013年)制定)に基づいて作成した「宮崎県いじめ防止基本方針」(平成26年(2014年)2月策定)にのっとり、いじめは深刻な人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点から、「いじめは決して許されない」ことの理解や、自他の存在を認め、お互いの

人格を尊重し合える態度の育成等のために、学校の教育活動全体を通じ、人権教育、道徳教育や特別活動、体験活動等の充実を図ります。

エ 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動など多様な体験活動や、高齢者、障がいのある人、外国人等との交流の機会などの充実に努めます。

オ 高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において人権教育に関する取組に一層の配慮がなされるように促していきます。特に教育、医療、福祉に関わる分野において人権に関する講座が開設されるように促していきます。

カ 幼稚園等の幼児に対しては、人権を大切に作る心を育てるため、家庭や地域の実情に応じた適切な教育や保育が実施されるように促していきます。

キ 子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が一層可能となるよう、教職員等配置の改善を進めていきます。

(3) 地域社会における人権教育・啓発

地域社会には、家庭や学校とともに、お互いの人権を尊重する意識や他者に対する思いやりの心を育む役割があります。人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを再認識し、家庭と学校、地域社会が連携して、各種学習機会や情報の提供、生涯学習の振興のために行われる各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが必要です。

その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において人権上問題のある出来事に接した際に、人権への配慮がその態度や行動に現れるような、人権感覚の高揚を図る必要があります。

また、地域の実情に応じ、住民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念について理解を深めるような啓発活動を実施することが必要です。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

ア 社会教育の視点から公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実に努めます。

また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むための社会奉仕体験活動・自然体験活動などの多様な体験活動や高齢者、障がいのある人、外国人等との交流の機会の充実に努めます。

イ 高齢者の学習機会の体系的整備をはじめとして、生涯にわたって、いつでも、どこでも自由に人権に関する意識を高める教育が受けられるような学習機会の整備、充実に努めます。

ウ 学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの活用を図るとともに、身近な課題を取り上げたり、様々な人とふれあう体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動に取り組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究に取り組みます。

また、人権問題について正しい理解を深めるための学習資料の提供に努めます。

エ 地域社会における啓発活動は、地域に密着したきめ細かい多様な事業が展開される必要があることから、法務局、県、市町村が連携を図り、また、NPO等の協力を得ながら、啓発イベントの開催、資料の作成・配布などを行うことにより、県民が人権尊重の重要性を認識するとともに、それが日常生活の中で態度面、行動面等において根付くよう効果的な事業の展開を図ります。

オ PTAをはじめとする社会教育関係団体、民生委員・児童委員、消防団等の各種団体は、地域社会を基盤として活動を続けていることから、地域社会における人権教育・啓発を推進する上で重要であり、構成員等の連帯や団体相互の交流を通じて人権意識の高揚を図るよう支援します。

カ 地域社会において人権教育・啓発を先頭に立って推進していく指導者の養成、及びその資質の向上を図り、地域社会における教育指導体制の充実、さらには、NPO等との協働に努めます。

(4) 企業等における人権教育・啓発

企業等では、男女間等の不公正な採用や賃金・昇進、職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{*5}やパワー・ハラスメント^{*6}などの人権問題を解決することが重要な課題となっています。

また、今日では、企業等も社会を構成する一員であるとする「企業市民」という考えが定着し、その社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が重要視され、企業等が提供する商品やサービスの安全性への十分な配慮など、職場の中で働く人々の人権への配慮のみならず、顧客・消費者、取引先等の人権や地域社会に配慮することも求められています。

このことから、企業等には、人権問題についての従業員研修の積極的な実施及び地域における人権啓発活動や各種イベント等への積極的な参加・協力など、人権意識のさらなる高揚のための取組が期待されています。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

- ア 企業等が従業員を採用するに当たっては、採用方針・採用計画の決定－募集－選考－採否通知等の一連の過程において、一貫して人権が尊重され、公正に行われるようその普及・啓発に努めます。
- イ 企業等内で取り組まれる人権教育・啓発活動に対しては、資料や教材の提供、研修講師の派遣・斡旋を行うなど、その取組を支援します。
- ウ 県等が啓発事業として開催する講演会等への積極的な参加を促進するため、企業等への講演会等の開催の情報提供に努めます。

(5) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に当たっては、以下に掲げるような人権と関わりの深い特定の職業への従事者に対する人権教育・啓発を強化し、その人権意識の高揚を特に図る必要があります。

このため、それぞれの職業に応じた次のような施策の推進を図ります。

ア 公務員

人権に配慮した行政を推進するためには、すべての公務員が、人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付けることにより、人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。

このため、人権意識の高揚を図るための研修等の内容や手法を充実させるとともに、人権問題に関する研修会等への職員の参加に努めます。

イ 教職員等

教職員等は、学校や幼稚園等における教育活動・保育活動を通じて、すべての幼児・児童・生徒・学生に豊かな人権意識を育むため、自らの人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育の推進者として必要な知識・技術・態度を習得することが求められています。

このため、人権教育に関する研修において、参加体験型の方法を取り入れるなど、研修内容の一層の充実を図り、教職員等自らの人権意識を高めるとともに、将来へのよりよい生き方につながる教育活動や保育活動の工夫改善に生かすことができる資料等の作成に努めます。

ウ 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等の医療関係者は、医療現場における患者の人権の重要性を認識し、インフォームドコンセント^{*7}の徹底や適切な患者の処遇など人権に配慮した行動がとれるよう人権意識の一層の高揚が求められています。

このため、関係機関・団体に対し、これら関係者の人権意識の高揚を図るための研修等の充実を要請します。

エ 福祉関係者

民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者・知的障害者相談員、社会福祉施設職員、ホームヘルパー等の福祉関係者は、高齢者や障がいのある人をはじめ、様々な人々の生活相談や介護などに携わっており、その職務の遂行に当たっては、個人の人権尊重や秘密保持など人権に配慮した行動が求められています。

このため、福祉関係者の資質向上を目的に行われている社会福祉研修センター事業等を通して、これら関係者の人権意識の高揚が図られるよう努めます。

オ 消防関係者

消防関係者は、火災をはじめとする各種災害から住民の身体・生命・財産を守ることを職務としており、人権に対する正しい理解と認識をもつ必要があります。

このため、県消防学校における人権意識の高揚を図るための研修等の充実を図るとともに、各市町村に対しても、その充実に努めるよう要請します。

カ 警察職員

警察職員は、公共の安全と秩序の維持という責務を遂行するに当たり、個人の権利や自由と密接な関わりをもつことから、人権に対する正しい知識をもつ必要があります。

このため、職務倫理教養を推進するとともに、被害者、被疑者、その他関係者等に対する人権に配慮した適切な対応についての教養・研修等の充実を図ります。

キ マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアは、社会の情報の大部分を提供しており、人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を有するとともに、一方では、個人の名誉やプライバシーの侵害など人権侵害の危険性も有しています。

このため、マスメディア関連の企業・団体に対して、正確な情報を県民に提供するという公共的使命を踏まえながら、人権尊重の視点に立った取材及び紙面や番組の編集を行うように、社員等関係者の研修等をより一層充実するための取組を要請します。

ク 相談員

人権に関する相談業務に携わる人は、相談者の人権尊重や秘密の保持などはもちろん、二次被害を起こさないよう、相談者に接する際には十分な配慮を行う必要があります。

このため、相談業務に携わる人に対して、人権に配慮した適切な対応が行われるように、教育・啓発の推進に努めます。

ケ その他

自治会長、公民館長、地域のスポーツ少年団関係者など地域住民と関わりの深い人々への人権教育・啓発については、各市町村に対し、その推進に努めるよう要請します。

また、議会関係者等についても、議会等において人権教育・啓発の取組が行われるように、情報の提供や講師の紹介等に努めます。

2 総合的かつ効果的な推進

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るためには、単なる知識の伝授にとどまらず、日常生活における行動に結び付けるための技術や人権に配慮した態度を総合的に育んでいくことが重要となります。

このため、以下のような施策の推進を図ります。

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するため、県、市町村、民間団体等の人権教育・啓発の実施主体の体制の充実・強化を図るとともに、パンフレットの作成やホームページの開設、ソーシャルメディアの活用などの積極的な広報により、その活動の周知に努めます。

また、人権尊重の取組を積極的・継続的に実践する個人・団体について、その取組を表彰・広報することなどにより、人権尊重思想の普及高揚を図ります。

(2) 人材の育成

県民一人ひとりが人権問題を身近な問題としてとらえ、日常生活において人権を尊重する態度を身に付けていくためには、人権教育・啓発を日常生活の身近なところから推進していくことが重要となります。このため、日常生活の身近なところで人権教育・啓発を行うことのできる指導者の養成に努めるとともに、体系的な研修を企画できる、より専門的な指導者の養成に努めます。

さらに、これらの指導者については、人権感覚を豊かにするため、日頃から自己研鑽に努めることが大切であることから、人権教育・啓発の指導者として主体的な取組を促すように努めます。

(3) 教材・資料等の整備・充実

人権に関する教材や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠なものであり、その整備・充実に努めます。

ア 人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する教材・資料等について、その有効かつ効率的な活用を図る観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化や多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めます。

イ 人権に関する情勢は時の経過とともに変遷するため、時代の流れを反映した文書等、新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努めます。

ウ 人権教育・啓発で使用する教材・資料等について、対象者の知識や習熟度等を考慮し、基礎的なものから専門的なものまで体系的な教材・資料等を開発するとともに、その充実に努めます。

(4) 学習プログラムの開発

人権に関する学習を促進するためには、様々な人権問題を総合的に取り上げるとともに、家庭・学校・職場・地域社会などの日常生活の中で発生する人権問題に焦点を当て、自分とのつながりが自覚できるように促す必要があります。また、学習者が主体的に参加することが重要であり、学習者相互の交流、意見の交換など様々な体験を通じて学び合うことができるようなプログラムの研究開発に努めます。

(5) 人権教育・啓発の内容及び手法の充実

- ア 人権教育・啓発の内容については、プライバシーなどの問題に留意しつつ、身近で具体的なものを題材に取り上げるなど、表現や内容を受け手にとって理解しやすいものにするとともに、単なる知識の伝授にとどまることなく、受け手の感性や理性に訴え、自己の問題として受け止めて実際の行動に結び付くような効果的なものとなるよう、その充実に努めます。
- イ 人権教育・啓発の手法については、これまで様々な人権問題の教育・啓発活動の中で蓄積された成果を踏まえるとともに、従来の講義形式に加えて、参加体験型研修（ワークショップ）など対象者や教育・研修レベルなどに応じた多様な手法の導入を図ります。
- ウ 広く県民に対して自然な形で人権問題について興味をもってもらう手法も効果的であるため、県民参加体験型のイベントなどを創意工夫を凝らしながら積極的に推進していきます。

(6) 宮崎県人権啓発センターの充実等

宮崎県人権啓発センターは、人権啓発活動を総合的に行う拠点としての役割を担っています。

このため、県民運動の推進母体である宮崎県人権啓発推進協議会をはじめとする民間団体等との連携・協働を図り、資料ライブラリーの活用、人権啓発・研修のリーダーとなる人材の育成の講座や研修事業、研修講師・指導者に関する情報の収集・提供、人権教育・啓発に関する資料の作成など、同センターが実施している事業の充実と周知を図ります。

(7) マスメディア等の多様な広報媒体の活用

人権教育・啓発の推進における広報媒体として、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアはもとより、近年のインターネットの急速な普及によるホームページ等の果たす役割は、非常に大きなものとなっています。

これらの様々な媒体の特性、啓発内容や主な対象等を踏まえた連携・補完、いわゆるメディアミックス^{*8}やクロスメディア^{*9}の手法の積極的な活用等により、効果的・効率的な取組を推進します。

(8) 民間団体のノウハウの活用

民間団体の有する人権教育・啓発に関するノウハウの活用により、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用に努めます。

なお、民間団体の活用に当たっては、委託方式も取り入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分注意します。

(9) 人権問題に関する相談窓口の充実・連携

人権問題に関する相談窓口としては、国（法務省）が常設及び特設の人権相談所を開設しているほか、各市町村に人権擁護委員を配置し、その対応に当たっています。また、県及びNPO等においても、宮崎県人権啓発センターをはじめ、女性、子ども等各人権問題に応じた相談窓口を設置しています。

しかしながら、自分の人権が侵害されたと思っても、黙って我慢したり、家族や知人に相談したりする人が大半で、このような相談窓口を利用する人は少数にとどまっています。

このため、県の相談窓口の充実を図るとともに、各相談窓口との連携を図ります。また、県及び市町村の広報誌やインターネットなどの様々な広報媒体を用いて、どこにどのような相談窓口があるのかなどの情報提供に努めます。